

# 「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の改訂（第10回）について

一般社団法人監査懇話会

2024年3月

## 【はじめに】

会社法により大会社の場合、「企業及び企業集団における内部統制の構築」が義務付けられており、更に金融商品取引法により上場会社は、「連結グループにおける財務報告に係わる内部統制の評価」が求められています。その他の中小会社においても内部統制システムの構築は、重要な課題になっています。しかし、こうした内部統制の強化にもかかわらず企業不祥事は後を絶たないことから、監査懇話会では監査役が行うべき標準的な職務を怠りなく遂行出来ることを目指して、2011年3月に「監査役職務確認書」を作成し、公表しました。さらに、「監査役職務確認書」の業務監査に関する項目の「5. 会社法に基づく内部統制監査」及び「11. 企業集団に関する監査」について、監査役の職務をさらに具体的にしていく必要があると判断し、「監査役職務確認書」の姉妹版としての「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を2013年2月に公表し、これまで9回の改訂を行って参りました。監査役が的確な監査を行うためには、監査業務の品質を高めることが重要です。この「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を利用して、監査の着眼点の拡大と監査技術の向上に役立てていただければ幸いです。

## 【第10回改訂について】

第10回改訂では、会社法編において、改訂のポイントが2点あります。

(1)2021年3月改訂版以降3年間、【付表】として『「コロナ禍」を経た環境における監査上の留意点』を掲載して参りましたが、今回改訂でこれを廃止しました。但し、記載内容の一部にコロナ禍を経て常態化した内容が含まれていましたので、それらを「監査のポイント6、7、12」及び「確認項目47.」に追加しました。

(2)会計監査人との連携「監査のポイント9、10」において、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書及び倫理基準が改正されましたので、監査役との連携に係る部分を修正、追加しました。

このほか、法令等のアップデート等に伴う修正を行いました。改訂内容は新旧対照表のとおりです(改訂箇所を網掛で表示)。

尚、金融商品取引法編については、法令等のアップデート以外の改訂はありません。

第10回改訂版をより多くの監査役の皆様にご活用頂き、企業集団全体の健全な発展に貢献されることを願っております。

以上